

植物防疫官の検査技術等の 維持向上のため 様々な研修を行っています



研修センターでは、植物検疫業務に求められるスキルを習得するため植物学、昆虫学、植物病理学、農薬学、消毒技術、植物防疫行政、海外検疫に必要な語学など多岐にわたる研修を実施しています。

初任者研修

新規採用者等が植物検疫に必要な基礎知識、専門知識、技術などを習得します。



研修センター(よこはま新港合同庁舎内)

フォローアップ研修



植物防疫官の経験が1年以上の職員が実践的な専門知識、技術などを習得します。

専門研修(海外検疫)



植物防疫官の経験が5年以上の職員が海外検疫に必要な語学、知識、技術などを習得します。

エキスパート育成研修

植物防疫官の経験が3年以上で専門的知識及び技術について受講する能力を有する職員が、害虫、線虫、植物病理のそれぞれの専門分野において、極めて高度な知識及び技術を習得します。

専門研修(害虫、線虫、植物病理)

植物防疫官の経験が5年以上の職員が害虫、線虫、植物病理の専門分野について、必要な知識、技術などを習得します。

世界で活躍する植物防疫官

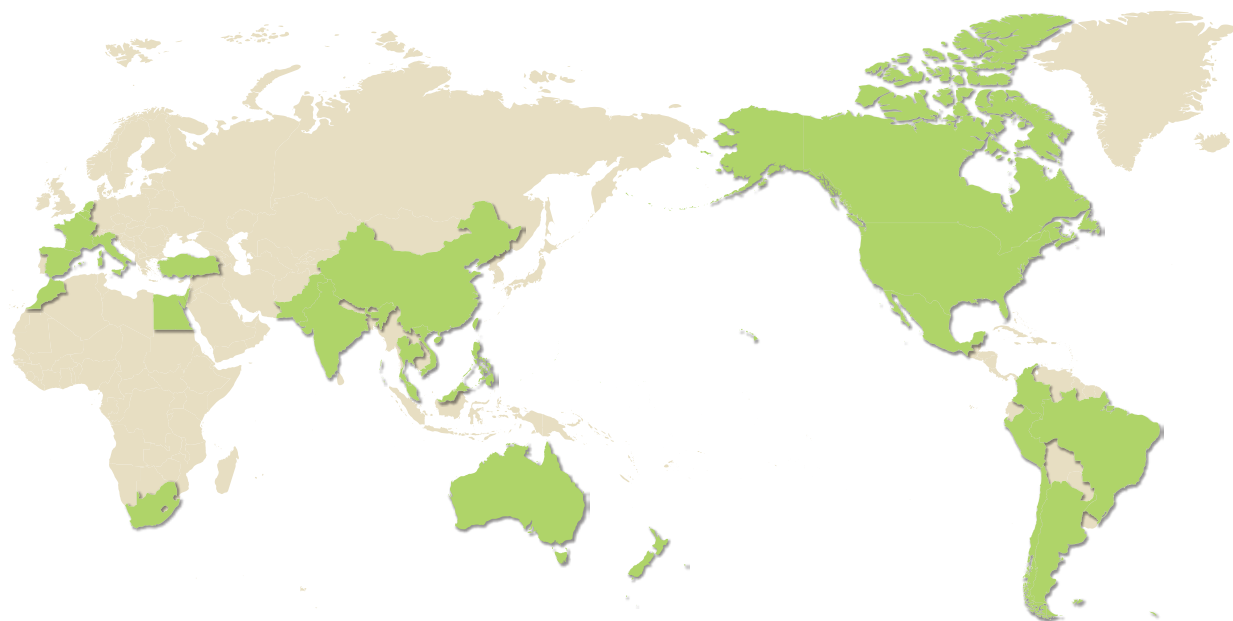
海外検疫

輸入禁止品であっても、輸出国側において、発生している病害虫を確実に殺虫殺菌できる技術が確立し、その消毒措置が適正かつ確実に行われる体制が整った場合には、農林水産大臣が一定の条件を付して輸入を解禁する制度があります。輸入解禁を求める国と日本の政府間で、殺虫殺菌処理や病害虫の発生状況などに関する科学的なデータのやりとりがなされ、専門家による現地確認調査などを経て輸入が解禁されます。解禁された植物については、植物防疫官が輸出国に派遣され、輸出国政府が行う消毒や輸出検査など定められた条件が実際に守られているかを確認する海外検疫が行われます。



海外検疫の様子(台湾)

海外検疫の対象国(29の国と地域)



国際植物防疫条約 (IPPC: International Plant Protection Convention)

IPPCは、植物に有害な病害虫が侵入・まん延することを防止するために、加盟国が講じる植物検疫措置の調和を図ることを目的として1952年4月に発効し、2025年3月時点で185の国と地域が加盟しています。

植物防疫所の職員は、ローマやバンコクにあるIPPCの事務局(国際連合食糧農業機関に設置)に派遣されたり、IPPCの各委員会のメンバーとなって「植物検疫措置に関する国際基準」の策定や途上国に対する技術協力などを行っています。



IPPC総会